

発議第3号

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山形県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（会派及び議員の責務）

第1条の2 会派（所属する山形県議会議員（以下「議員」という。）が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすように努めるものとする。

第2条中「山形県議会議員（以下「」、「」という。）及び「（所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。）」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（政務活動費経理責任者の責務）

第4条の2 政務活動費経理責任者は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督するように努めるものとする。

第5条第2項中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第7条第1項中「の最初」を「の最後」に改める。

第13条第2項中「会派に係る」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和4年3月16日

山形県議会議長 坂本 貴美雄 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 島津 良平

（提案理由）

政務活動費の適正な使用が図られるよう、会派及び議員並びに政務活動費経理責任者の責務を明確にするとともに、請求時期を変更するなどの所要の措置を講じるため、提案するものである。